

平成21年11月

平成21年度外部経営調査報告書

財団法人ふるさといわて定住財団

公認会計士 堤 研 一

平成 2 1 年度外部経営調査報告書

第 1 外部経営調査の概要

- I 経営調査の目的
- II 経営調査対象法人
- III 経営調査の実施期間、調査方法

第 2 調査対象法人の概要

- I 法人の概要
- II 設立趣旨
- III 事業内容
- IV 直近 3 事業年度の経営成績(正味財産増減計算書)
- V 直近 3 事業年度末の財政状態(貸借対照表)

第 3 経営調査の結果

- I 経営目的及び経営体制に係る課題
- II I の課題に対する対応策
- III 財務内容分析
- IV 事業活動状況及び事業計画
- V その他指摘事項、意見

第1 外部経営調査の概要

I 経営調査の目的

対象法人の運営評価レポートにおける課題などについて、調査、検証を行なうことにより、法人の効率的な運営及び改革の実効性を高めること。

II 経営調査対象法人

財団法人ふるさといわて定住財団

III 経営調査の実施期間、調査方法

6月29日	pm4:00~6:00	調査日程、概要打合せ
8月5日	am10:00~pm5:00	法人概要把握、経営方針確認 理事会・評議員会議事録確認 総勘定元帳通査
8月6日	am10:00~pm5:00	役職員業務内容ヒヤリング、 講評
11月18日	am10:00~12:00	経営調査報告提出、報告

第2 調査対象法人の概要

I 法人の概要

1. 設立年月日 平成5年5月20日
2. 理事長 廣田 淳
3. 指定正味財産 2,304,800,000円（内基本財産212,500,000円）
4. 所管部室課 商工労働観光部雇用対策・労働室

II 設立趣旨

地域の雇用環境の整備、改善などを推進することにより、魅力ある地域社会を創出し、もって地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進に寄与することを目的とする。

Ⅲ 事業内容

1. 事業所の概要及び求人に関する情報の収集及び求職者への提供
2. 求職者に対して、就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習
3. 事業主が事業の概要及び業務の内容その他求人の内容について求職者に対し説明を行なうための説明会の開催
4. 求職活動を援助するための労働者に対する給付金などの支給
5. その他求職者の就職を容易にするための事業

Ⅳ 直近3事業年度の経営成績(正味財産増減計算書)

科 目	18年度	19年度	20年度	21年度 予算
経常収益				
基本財産・基金利息	58,638	34,533	34,547	34,457
出稼互助会会費	3,186	2,770	2,360	2,400
受取利息	1,014	1,594	2,271	1,568
その他の事業収入	703	367	200	550
受託事業・補助金収入	<u>369,506</u>	<u>2,991</u>	—	—
経常収益計	433,046	42,255	39,378	38,975
経常費用				
①情報提供事業	2,558	6,848	10,162	11,199
賃金	1,802	1,860	3,841	4,120
賃借料		1,636	1,684	2,152
委託費		1,995	1,995	2,000
その他	756	1,357	2,642	2,927
②就職活動支援事業	880	13,107	14,621	15,726
賃金		6,552	6,775	7,095
印刷製本費		1,946	2,402	2,800
賃借料		1,685	2,165	2,365
広告費		886	1,079	1,120
その他	880	2,038	2,200	2,346
③UIターン就職支援事業	4,381	2,740	4,172	4,240
賃借料	1,883	944	1,877	1,900
その他	2,498	1,796	2,295	2,340
⑤出稼援護事業	3,272	4,940	1,992	4,840
見舞金	2,690	4,430	1,550	4,200
その他	582	510	442	640

⑥管理費	36,209	24,263	10,192	10,725
給料手当	11,197	6,711	6,802	7,342
受託事業精算金	16,599	12,912	1,036	—
その他	8,413	4,640	2,354	3,383
⑦受託事業支出	351,188	2,881	—	—
⑧退職給与引当金繰入	<u>698</u>	<u>210</u>	<u>210</u>	<u>210</u>
経常費用計	399,186	54,989	41,349	46,940
当期正味財産増減額	33,860	△12,734	△1,971	△7,965

(注) 法人決算は従来の収支計算で行なわれているため、新公益法人会計基準様式にて記載した。なお、21年度費用予算額における予備費 1,300 千円は除いた。

V 直近3事業年度末の財政状態(貸借対照表)

科 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
資産の部			
流動資産	345,598	71,144	69,467
普通預金	122,394	70,180	69,392
未収金他	223,204	964	75
基本財産	2,304,800	2,304,800	2,304,800
定期預金	58,300	58,300	58,300
国債	2,246,500	2,246,500	2,246,500
特定資産	9,315	933	1,143
退職引当定期預金	9,315	933	1,143
その他固定資産	152,238	196,736	196,708
電話加入権	218	218	218
定期預金	20,020	14,518	14,490
国債	<u>132,000</u>	<u>182,000</u>	<u>182,000</u>
資産合計	2,811,950	2,573,613	2,572,119
負債の部			
未払金	216,846	2,758	2,895
預り金	555	53	182
退職給付引当金	<u>9,314</u>	注① <u>933</u>	<u>1,143</u>
負債合計	226,716	3,743	4,220
正味財産の部	<u>2,585,235</u>	<u>2,569,870</u>	<u>2,567,899</u>
正味財産合計	2,585,235	2,569,870	2,567,899

注① 19年度退職金 8,591,600 円支給により、同額退職給与引当金取崩し

第3 経営調査の結果

I 経営目的及び経営体制に係る課題

1. 岩手県の雇用行政における当法人の位置付け

岩手県における雇用環境の改善、高齢者や障害者が地域で生活できる環境の構築、団塊の世代を中心とした定住と交流の促進などの政策項目の中で、県と法人の役割分担や当財団が果たすべき役割について明文化されたものはなく、また定期的な打合せ等も行われていないため不明確である。

2. 外部環境変化への不適合

地域の雇用環境の整備、改善などを推進し、人材の確保、育成、定住の促進に寄与するという目的を達成するための方策として、新卒者や既卒の若年者対象の求人・求職情報提供に当法人の事業の重点が置かれている。

一方において、雇用問題は最近の経済環境の悪化に伴い、若年層のみならず、中高年者のリストラの増加、定年退職年齢の延長、女性の社会進出や労働契約法・労働者派遣法の制定による雇用形態の多様化など複雑化・多様化している。このような状況の中で、当法人の役割は益々重要になってきているにも関わらず、検査対象とした期間の実施事業は従来どおりの事業の一部見直しに終始し、新たな課題に対応した新規事業等は実施されておらず、環境の変化に対応した業務が行われていない。

3. 理事会等役員体制のあり方

理事全員が非常勤で、理事会・評議員会の開催は3月の予算と5月の決算時期のみであり、その出席状況は約半数が委任状出席となっている。業務執行を行なう全理事が非常勤の体制では、時宜に即した責任ある意思決定が期待できないため、著しく悪化している現在の雇用環境を改善する効果的な施策を立案・実行できる体制ではないと判断される。

また、理事長（岩手県商工労働観光部長）、専務理事（雇用対策・労働室労働課長）ともに県職員と兼務であり、県直営の体制と実質的に変わらない。現在の兼務状況では、県から独立した機関としての意思決定は事実上期待できず、県直営に比べて決定的な優位性を確保することは難しいと思われる。また、日常業務に係る方針決定を行う理事が不在のため、企画、立案、意思決定などの過程において機動性が発揮できる体制がとられていないと言いがたい。

日常業務を分担する担当理事の下で事務局が機動的な業務を行なうためにも、従来の選任方法にとらわれない役員体制を築き、迅速で責任ある意思決定機関を構築することが必要である。理事は、最低でも月に一度の常勤理事会や2～3ヶ月毎の理事会の開催により、業務執行状況の確認や、翌月以降の法人業務のあり方を検討し、積極的に経営目的たる人材確保、育成、定住の促進など雇用環境の改善に努めるべきである。

II Iの課題に対する対応策

1. 県施策における位置付け、役割分担の明確化

国、地方自治体ともに公益法人・第3セクターなど外郭団体の見直しが進んでいる中、雇用環境の整備・改善に関する県の政策を具体化し、その中で当法人の位置付けや役割を明確にしていく必要がある。就職面接会などの開催は、雇用環境の改善には有効な一つの手段ではあるが、それらの開催が経営目的ではなく、「雇用対策をどうするか」「その中で当法人はどうあるべきか」について、あらためて県と当法人が徹底的に議論し明確化していくことが重要である。特に市町村、ジョブカフェ、ハローワーク、就職斡旋業者、NPOなどとの連携を強化することにより、岩手県全体の雇用環境の改善を目指すべきである。

2. 無料職業紹介事業の積極的な推進を検討

当法人の目的は、「雇用環境の整備、改善等を推進することにより、魅力ある地域社会を創出し、もって地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住の促進に寄与すること」である。この観点からみると、現在の主たる業務は、就職面接会などのイベント開催やインターネットや情報誌による就職情報活動であるが、参加者数、参加企業、インターネットアクセス数などの数値目標の達成を目指すのみでは本来の目的達成には不十分であり、消極的な経営姿勢と言わざるを得ない。

当法人の事業目的を達成するためには、県内定着を目指す方々に対して情報提供とともに職業紹介もできるよう、もう一步踏み込み、「無料職業紹介事業」の許可を受け、積極的な就職支援活動を行うことが必要である。

○職業安定法第三十三条の四

「地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該地区内の住民の福祉の増進、産業経済の発展などに資する施策に関

する業務に付帯する業務として無料の職業紹介を行なう必要があるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行なうことができる。」

○日本経済新聞(平成 21 年 8 月 27 日付け)

『職業紹介 自治体が力 景気後退を反映、136ヶ所に』

「地方自治体が独自に職業紹介事業に取り組む動きが広がっている。厚生労働省の集計では、年 20ヶ所程度ずつ増え、2009年8月1日時点で136ヶ所に達した。金融危機に伴う景気後退で早急な雇用対策を迫られているほか、大都市圏から出身地に戻って仕事に就く U ターン就職を促す狙いもある。・・・」

3・組織体制等の抜本的見直し

25 億円を超える正味財産を所有する公益法人として、その基金運用益の範囲内に限定した業務を行うことだけでなく、必要に応じて基金を取り崩すことを視野に入れ、岩手県の雇用環境の改善に貢献するための新たな事業を実施していくことが当法人の使命であるとも考えられる。そのためにも、県との関わり、役員・職員体制、中長期事業計画、資金運用方法、職業紹介事業、県に準拠している各種規程などを見直し、積極的・機動的な経営ができる体制に向けて抜本的な改革が必要である。

III 財務内容分析

1. 経営成績（正味財産増減計算書）

(1) 一般会計

- ① 平成 19 年度からほとんど受託事業がなくなったため、国債・定期預金などの運用利息収入が主たる収益源であり、おおむねその範囲内で情報提供事業、就職活動事業を行っている。経営目的を達成するためには、資金運用のみならず必要な収益事業なども展開し、積極的に収益確保を図ることが必要である。
- ② 正味財産増減額(一般企業の当期利益)は平成 19, 20 年度とマイナスであり、平成 21 年度予算も、△1,900 千円の見込みである。
- ③ 各銀行の普通預金を合計すると、検査対象とした期間において常時

5,000 万円を超えており、定期預金などへの資金運用をしないまま、多額を普通預金に計上している。当法人の主たる収益源は運用利息収入であるにも関わらず、この状態では資金運用益がほとんど期待できず、収益確保に対する認識が極めて低いと言わざるを得ない。口座を一本化して大口化するなどして少しでも有利で確実な資金運用を目指すことにより、単年度欠損を解消する努力をすべきである。

- ④ 平成 19 年度の退職金 859 万円は規定に基づいたものではあるが、現状の収支状況からすると負担が大きすぎるため、退職金規定の見直しが必要と思われる。

(2) 出稼特別会計

- ① 互助会会費収入と受取利息が主な収益源であり、見舞金、管理費を控除すると収支不足となり、定期預金を取り崩さざるを得ない状況が続いている。
- ② 平成 21 年度は、見舞金が増加することを見込み、正味財産増減額は△5,800 千円の予算であり、定期預金を取り崩す予定である。
- ③ 主査 1 名の給与が特別会計の負担となっているが、その給与を全額当会計から支出しなければならない根拠はないため、負担軽減のため当会計に係る業務に従事した時間分のみ按分して負担するなど経費負担のあり方について検討すべきである。
- ④ 平成 11 年 4 月に(財)岩手県出稼互助会を当法人に統合したことに伴い引き継いだ特別会計であるが、出稼者との連絡などは市町村で行なっており、今後の特別会計のあり方について、市町村と協議のうえ、検討することが必要と思われる。
また、会計処理については、会費収入がその都度市町村から送金されてくるが、年間合計を送金する手続などに変更し、処理の効率化を図ることが望ましい。

2. 財政状態(資産・負債・正味財産)

25 億円を超える正味財産を保有している一方、長期負債等はなく、財政状態に特別な問題はない。ただし、低金利時代であるため、基本財産の運用益の範囲内では効果的な事業が十分に行えない状況である。

多額の資金を雇用環境の改善という事業目的に沿って有効に利用し

ていくために、中長期的な事業計画の立案が必要である。

基金拠出状況

(単位:千円)

区 分	国	岩手県	市町村	民 間	財団	合 計
基本財産		200,000			12,500	212,500
ふるさと定住基金		238,800	200,000	0		438,800
雇用環境整備基金①	400,000	400,000		15,000	11,000	826,000
雇用環境整備基金②	400,000	400,000		16,500	11,000	827,500
合 計	800,000	1,200,000	200,000	31,500	34,500	2,304,800

(注) ふるさと定住基金の県分 238,800 千円のうち 38,800 千円は民間から県が寄附を受け歳入として予算化し、出捐した額

IV 事業活動状況及び事業計画

1. 就職活動支援事業参加状況(年間延べ企業数、延べ人数)

区 分	19年度	20年度 目標値	20年度	21年度 計画	22年度 計画
いわて就職面接会	434社 2,160人	520社 3,200人	485社 2,591人	520社 4,000人	520社 4,000人
いわて就職ガイダンス	152社 1,071人		122社 1,012人		
UI ターンフェアー	46社 98人	90社 200人	70社 204人	70社 200人	70社 200人

平成 20 年度の事業実績を見ると、いわて就職面接会は参加企業数及び参加者数ともに目標数を下回っており、世界的な金融危機による景気低迷の影響があったとはいえ満足いく結果ではない。毎年度同じ事業の繰り返しではなく、過去の事業目標未達成の原因分析を行い、イベントの実施方法、広報活動、参加促進策など再検討し、目標値の見直しも含め効果のある支援事業を実施していくべきである。

2. 総合求人情報システム FITS・S アクセス数(件数)

年 度	年間合計	月平均
18年度	12,870	1,072
19	11,208	934
20	12,601	1,050

アクセス件数は開設後3年間ほぼ横ばいで推移しているが、盛岡市内マリオスに設置された「いわて地域共同就職支援センター」や奥州市にセットされた「いわて求職者総合支援センター」の求人検索機の利用件数が月1,500件強～3,000件弱程度であることと比較すると、十分に浸透し、利用されているとは言いがたい状況である。

多額の開発費用や毎年度のメンテナンス費用が掛かるシステムをいかに有効に活用するかを真剣に考え、アクセス件数を大幅に増やす努力が必要である。たとえば、無料職業紹介事業の許可取得後は、FITS・Sシステム内に具体的な求人情報などを組み込むことで、タイムリーな求人・求職情報の提供が可能となり、システムの有効な活用が図られることが期待される。

V その他指摘事項、意見

1. 財団就職支援システムソフト、機器の保守契約について

(1) 競争入札等導入の検討

A株式会社との保守契約(予算200万円)は下記の理由により随意契約となっているが、開発されたシステムが特殊なものであっても、その保守についてはシステム開発を行なった業者でなければ実施できないとは限らない。保守契約の内容については、特殊性は見受けられず、同業者における受託可能性も否定できないことから、安易に随意契約とせず、他者からの見積りや入札制度など検討する必要があると思われる。

契約方法の根拠及び理由

根拠「地方自治法施行令第167条の2第一項第2号を準用」

理由「当該業務は、平成14年度～16年度に開発した「ふるさといわて定住財団就職支援システム」及び当該システムを導入した機器を保守するものであり、システム開発を行なった業者でなければ実施できないものであることから、競争入札に適さないものである。A株式会社は、当該業務を平成14年度から平成20年度まで連続して受注し、誠実に履行した実績を有するため、

今回も誠実な履行が見込まれることから、契約の相手方として選定するものである」

(2) 自己取引などの理事会承認

当法人理事長と委託先である A 株式会社代表取締役とが同一人であるため、当法人と理事との利益が相反する取引(いわゆる自己取引)であり、会社法上の法人では取引内容について取締役会の承認が必要となっているが、特例民法法人(当法人)では理事会などでの承認は義務付けられていない。

ただし、新法人移行後は、自己取引について評議員会の承認を受けなければならないこととされていることから、取引の客観性・透明性を担保するためにも、新法人移行前であっても理事会承認を受けることが望ましい。

(3) 財務諸表へ「関連当事者との取引内容」の注記

理事と法人との取引については、関連当事者との取引内容(法人名、取引条件の決定方法、取引金額など)について注記すべきであったが、取引開始後平成 20 年度までの財務諸表には記載されていないため、今後関連当事者との取引の有無を再確認し、該当がある場合には注記する必要がある。

2. 事務処理の効率化

- (1) 現在の支払業務に締切日、支払日は設定されていないが、その都度の事務処理するのは効率が悪いと、民間企業などが採用している「何日締め何日支払」など月一度の支払にすることで、支払業務の効率化を図ることも検討すべきである。
- (2) 公共料金、社会保険などの支払いは銀行振込となっているが、口座振替を利用することで銀行振込業務が不要となり、効率化が図られる。
- (3) 上記以外にも簡素化・効率化が可能と思われる業務が散見されるため、内部事務全般につき効率化の観点から見直しを行う必要がある。

3. 高校に対する広報活動の必要性

高校卒業後一旦地元を離れて進学・就職した者に対して、県外大学等を

通じ当法人から県内就職に関する情報を行き渡らせることは困難である。については、当法人が県内就職希望者を対象として、就職活動を積極的に支援していく法人であることを、高校在学中の生徒・教職員などにアピールしていくことが大切であると思われる。

4. IT 時代に対応した新たな事業の実施

現在は当法人のホームページの概要版を携帯電話から見る事が可能だが、求職者からのアクセスのみではなく、メーリングリスト登録者には当法人から面接会の案内を発信するなど、時代のニーズに即した事業を検討する必要もあると思われる。